

平成23年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

平成24年 7月 1日
国立大学法人広島大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成23年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1.平成23年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。平成22年2月5日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2.環境配慮契約の締結状況

該当なし。

3.環境配慮契約の締結状況

平成24年3月に環境省主催の環境配慮契約法の基本方針に関する説明会に参加した。